厚生労働行政のあり方に関する懇談会

2つの視点=過去の反省と将来に向けた機能強化による信頼回復

過去の反省

厚生労働行政に関する国民の批判を真摯に受け止め、深く反省するとともに、過去の 問題を克服し、再発防止を徹底することにより、国民の信頼を回復することが急務。

懇談会で問題事例として薬害肝炎が取り上げられ、患者の立場に立った対応 が不十分、情報収集体制の不備、資料管理の問題が指摘された。

将来に向けた機能強化

同時に、少子化・高齢化、非正規雇用の増大、社会保障費用の急激な増大など、国民 的課題に的確に対応し、社会保障の機能強化を推進するための組織編成を検討すべき



薬局ヒヤリ・ハット事例収集 分析事業について

2009.3.

厚生労働省医薬食品局総務課

医療機関における安全管理のための体制確保 (医薬品関係:医療法施行規則)

- 医薬品に係る安全確保のための体制の確保に係る以下の措置
 - 医薬品の使用に係る安全な管理(安全使用)のための<u>責任者の</u> 配置
 - 従業者に対する医薬品の安全使用のための<u>研修の実施</u>
 - 医薬品の安全使用のための<u>業務に関する手順書の作成及び</u>当 該手順書に基づく業務の実施
 - 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医 薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

(医薬品安全管理責任者)

- 医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、 薬剤師、助産師(助産所の場合に限る)、看護師又は歯科衛生士(主と して歯科医業を行う診療所に限る)のいずれかの資格を有していること。
- 病院においては管理者との兼務は不可。

2つの分野=行政運営のあり方と行政組織・体制の在り方

行政運営の在り方

- ①国民の理解と納得:政策立案決定過程を目に見えるものに切りかえ
- ②PDCAサイクルの組み込み ③サービス行政に対応した職員の意識改革、実務、窓口の重視 ④不祥事の再発を防止し、職員の誇りと意欲を持たせる仕組みの構築

中間まとめに沿って、早急に具体化につい て検討し、できるものから順次実施すべき。

省内PTによる検討開始

行政組織・体制の在り方

- ⑥安定的でわかりやすい社会保障の財政運営

年度末の最終とりまとめに向け、懇談会でさらに議論を深める。

〇 平成17年5月報告書 「今後の医療安全対策について」 医療安全対策ワーキンググループ

(当面取り組むべき課題)

薬局においても病院、診療所等と同様に管理者の責任下 で、安全管理体制を整備すること。

〇 平成18年6月公布 「良質な医療を提供する体制の確立を図る ための医療法等の一部を改正する法律」

医療法第1条の2(医療提供施設)

医療法第6条の10 (医療機関の管理者に対する医療安全 確保の体制確保の義務付け)

薬局における安全管理のための体制確保 (薬事法施行規則)

- ① 薬局開設者は、医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため 指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講 じなければならない。
- ② 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、薬局開設者が 講じなければならない措置には、以下の措置を含むものとする。
 - 医薬品の安全使用のための<u>責任者の設置</u>
 - 従業者から薬局開設者への<u>事故報告の体制の整備</u>
 - 医薬品の安全使用のための<u>業務に関する手順書の作成</u>及び 当該手順書に基づく業務の実施
 - 医薬品の安全使用のために必要となる<u>情報の収集その他医</u> 薬品に係る医療の安全の確保を目的とした改善のための方策 の実施

医療安全対策ネットワーク整備事業 (ヒヤリ・ハット事例収集事業)

- 事業の開始時期と収集事例
 - ・平成13年10月より医療機関を対象に開始した事業
 - 医療事故に至らなかったいわゆるヒヤリ・ハット事例(インシデント事例)の収集
- 〇 対象医療機関の拡大
 - 平成16年4月より、事例分析を充実させるため、対象施設について、特定機能病院及び国立病院・療養所から全ての医療機関が参加できるよう範囲を拡大。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

これまでの状況

-384-

医療機関におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析事業の実施など、 医療事故の発生予防・再発防止に資するための取組が進められている中、薬局における医療安全確保のための同種の事業はこれまで実施されていない。

医療安全対策検討ワーキンググループによる報告『今後の医療安全対策について』(17年5月)において、当面取り組むべき課題の一つとして、薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集等があげられたところ。

平成19年度

薬局における医療安全対策の強化を図るため、(社)日本薬剤 師会においてヒヤリ・ハット事例の収集・分析事業の実施に向け た具体的な方策等を検討。

平成20年度

◇検討結果を踏まえ、財団法人日本医療機能評価機構において薬局とヤリ・ハット事例収集・分析事業を開始

- ・情報収集・分析するための人的・物的体制の構築
- 対象薬局へ事業の周知及び協力依頼

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

(対象機関)

本事業は、薬局を対象とする。

(情報の提供及び公表)

本事業で収集した情報を分析、検討し、当 事業部において報告書、年報、事例データベ ースとして取りまとめて、医療提供施設、国民 、関連団体、行政機関等に対し、広く提供し 公表する。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 事業要綱 (財団法人 日本医療機能評価機構) による

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

(報告期限及び報告方法)

事業参加薬局は、当該薬局において前条に示す範囲に該当する事例を認識した場合には、事例を認識した日から原則として1ヶ月以内に、インターネット回線(SSL 暗号化通信方式)を通じ、Web 上の専用報告画面を用いて報告を行う。なお、具体的な入力方法については、当事業部が作成する報告要領に定めることとする。

当事業部は事業参加薬局に対して前条に示す範囲に該 当する事例の報告状況を確認することができる。

(適用期日)

本事業要綱は平成21年4月1日より適用する。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 事業要綱(財団法人日本医療機能評価機構)による

2007年におけるヒヤリ・ハット事例報告状況 (ヒヤリ・ハット発生場面)

全般コード化情報総件数 209,216件

- 処方·与薬 46,056件 (22.0%)- ドレーン・チューブ類 30,407件 (14.5%)の使用·管理 - その他の療養生活の場面 23,926件 (11.4%)(入浴、移動等) - 療養上の世話 19,242件 (9.2%) - 検査 12.983件 (6.2%)- 調剤·製剤管理等 5,953件 (2.8%)

> 医療事故情報収集等事業 平成19年年報 (財団法人日本医療機能評価機構) による

70,649件

(33.9%)

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

(目的)

- その他

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業(以下「本事業」という)は、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を、収集、分析し提供することにより、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 事業要綱 (財団法人日本医療機能評価機構) による

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

(ヒヤリ・ハットの定義)

ヒヤリ・ハット事例とは、次の各号に掲げる範囲の事例とする。ただし 本事業において「医療」とは医療行為と関連するすべての過程とする。

- 一 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
- 二 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例 または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、 消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
- 三 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。
- 2 本事業において収集対象とする事例は医薬品または特定保険医療 材料が関連した事例であって、薬局で発生した、または発見された事例 とする。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 事業要綱 (財団法人 日本医療機能評価機構)による

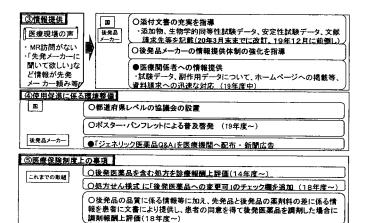
10

後発医薬品の使用促進に向けて

平成20年度医薬分業指導者協議会

厚生労働省医政局経済課 河野典厚 医薬食品局審査管理課 益山光-

1. 後発医薬品の使用促進に関する現状の 取り組み (「アクションプログラム」の概要と現状)



○処方せん様式の変更の検討、薬局に対する在庫管理コストの評価の検討等、

2. 今後の取り組み(平成21年度予算政府案)

効果的な使用促進策を本年度中に中医協等で議論・決定。

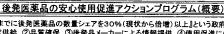
本日の話題

(前半)

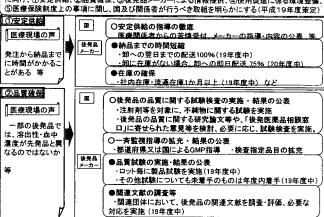
- 1. 後発医薬品の使用促進に関する現状の取り組み (「アクションプログラム」の概要と現状)
- 2. 今後の取り組み (平成21年度予算政府案)
- 3. 協議会について
- 4. その他

(後半)

後発医薬品の品質関係



『平成24年度までに後発医薬品の教養シェアを30%(現状から倍増)以上』という政府の目標達成に向け、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に保る環境整備 ⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする(平成19年度策定)



「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」の実施状況

〇日本ジェネリック製薬協会会員40社の実施状況(平成20年4月現在)

	取組項目	平成19年度末までの目標	実施状況
	納品時間短縮	卸への翌日配送 100%	卸業者の指定納期に配送する 体制を構築
安定供給	在庫確保	社内在庫1ヵ月以上、 流通在庫1ヵ月以上	〇社内在庫(1社平均) 2.72 ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし) 〇流通在庫(1社平均) 1.25 ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし)
	シェア拡大対応	各メーカーの供給能力増強計 画を明示	〇平成24年度に、平成18年度実績の、内服 薬4.0倍、注射薬2.5倍、外用剤5.0倍の 供給能力の確保を計画(各社合計)
品質確保	品質試験の 実施等	①承認された品質試験結果 のロット毎の情報提供 ②長期保存試験等、その他 の試験の年度内着手、 結果を情報提供	①について、全品目(4294品目)の情報提供が可能。 ②について、試験を完了したものから順次情報提供可能。未着手のものは、全て平成19年度内に着手済
大概	添付文書の 充実	19年末までに完了	〇平成19年12月末までに99.6%改訂実施、平成20年1月中に全品目改訂完了
雅提供	情報提供	自社HPを含め、資料請求に対 する迅速な対応を確保	〇対象全品目について、資料請求に対する情報提供体制を確保

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進のための取組

(平成21年度予算政府案)

※()内金額はH20′予算額。

計 9.2億円(2.4億円)

〇後発医薬品周知事業経費(保険局)

608百万円 (0円;新規) ● 保険者より「後発医薬品の使用お願いカード」を原則全ての被保険者 (患者)に配付する等、保険者の取り組みが進むよう各般の施策を講ずる。

- ○後発医薬品の使用促進対策費(医政局)114百万円(45百万円)郵道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を
 - 薬局の後発医薬品取扱いリスト等を作成し域内の医療機関で共有化。
 - パンフレットの作成・配付、シンポジウムの開催による普及啓発等を行う。

<u>〇後発医薬品品質情報提供等推進費(医薬食品局)</u>145百万円 (146百万円)

品質の信頼性向上のために、学会等での発表・研究論文等について、 必要に応じて当該品目に関する試験検査を実施し、その結果を公表する。

○後発医薬品品質確保対策費(医薬食品局)44百万円(44百万円)一斉監視指導によるGMP指導及び一斉収去・品質検査により品質を確認 し、その結果を公表する。

〇診療内容及び薬剤使用状況調査費(保険局)

6百万円(7百万円)

● 欧米諸国における後発医薬品の使用状況について調査を行う。







(エネリック医薬品は伝放用医薬品ですいる。属院や診療所の次師による進方せ、が必要です。詳しくは、かかりつけの次酶や薬場の表別師にご相談ください。

およは選択する所代へ

3. 協議会について

4. その他

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の改正

- ① 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- ② 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発 医薬品が薬価収載されている場合であって、処方せんを発 行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、 患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬 品を調剤するよう努めなければならない。
- ③ 保険医は、投薬、処方せんの交付又は注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。



厚生労働省ホームページ「後発医薬品の使用促進について」にも掲載 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

後発医薬品の安心使用促進のための協議会について

〇目的

各都道府県における実情に応じ、都道府県事業として「協議会」を設置し、 患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、 各都道府県毎の後発医薬品の安心使用促進計画の策定を目的とする。

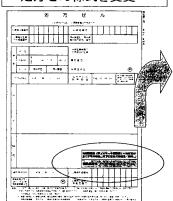
〇実施状況

平成20年度 47都道府県中29都道府県が委託事業を実施

- ○20年度予算額: 37,694千円(約1.3百万円/県) ※なお、21年度予算案については、さらに事業を拡充させるため、 106,372千円で計上。(47都道府県分2.3百万円)
- ○事業内容(例)
- ①ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の設置・運営
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、業界、消費者、保険者、行政等で構成
 - ・後発医薬品に係る現状把握、問題点、調査・検討
- ②一般国民向け普及啓発用ガイドブックの作成及び講演の実施
- ③ジェネリック医薬品に関するアンケート調査の実施 対象 病院・診療所開設者、調剤薬局及び県民

後発医薬品使用促進の観点から処方せん様式を変更

• 処方せん様式を変更



【医師】

後発医薬品への変更が 全て不可の場合、署名又 は記名・押印

【保険薬局】

署名等がない処方せんの 場合、患者の選択に基づき、記載された先発医薬 品に代えて後発医薬品の 調剤が可能

日本薬剤師会会長より都道府県薬剤師会会長あての 協力依頼文書(平成21年2月19日付)

- ○後発医薬品の使用促進について、薬局による積極的な 取り組みに関する協力依頼(平成21年2月3日付文書引用)
 - 後発医薬品調剤体制加算の算定率が8割を超える
 - 患者への説明がほとんど行われていない、
 - 後発医薬品の使用に「あまり積極的に取り組んでいない」
- 〇平成21年度予算案における「都道府県協議会」予算において 「薬局における後発医薬品取扱リスト」作成・配布のための 予算を計上



更なる積極的な対応をお願い

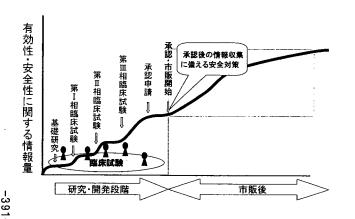
-389-

引き続きく記賞関係とちいて

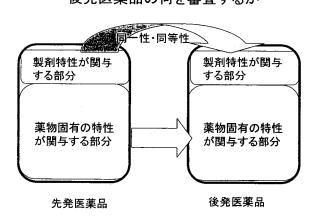
	遊付資料		先発医薬品	後地医凝晶
イ 起原又は発見の経緯及び	1 起原文は発見の経緯	に関する資料	0	×
外国における使用状況等に関	2 外間における使用状況	,	0	×
する資料	3 特性及び他の展業品との比較検討等	N	0	×
ロ 製造方法並びに規格及び	1 構造決定及び物理的化学的性質等	n	0	×
試験方法等に関する資料	2 製造方法	И	0	Δ
	3 収格及び試験方在		0	0
ハ 安定性に関する資料	1 長衛保存試験	n n	0	×
	2 分析技術	. 4	0	×
	3 加速以験	u.	0	0
ニ 薬理作用に関する資料	1 効力を異付ける試験	ш	0	×
	2 副次的装度、安全性素理	. "	0	×
	3 その他の製理	#	Δ	×
ホ 吸収、分布、代謝、排泄	1 吸収	*	0	×
に関する資料	2 分析	,	0	×
	3 代謝	и	0	×
	4 排泄	- N	0	×
	5 生物学的间等性		×	0
	6 その他の薬物動能		Δ	×
へ 急性毒性、亜急性毒性、	: 同國投与基性		0	×
慢性毒性、催奇形性その他の	2 反複投写磁性	и	0	×
毒性に関する資料	3 遺伝制性		0	×
	4 がん感性			~

Ÿ

新薬(先発医薬品)の有効性等の情報



後発医薬品の何を審査するか



後発医薬品の承認審査

後発医薬品とは、

・ 先発医薬品と

同一の有効成分を

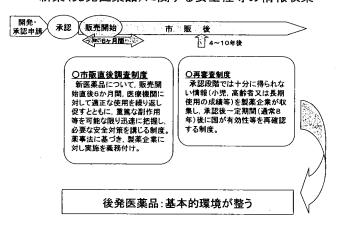
同一量含む

同一投与経路の製剤で、

効能・効果、用法・用量が原則的に同一

先発医薬品と同等の臨床効果が得られる 医薬品

新薬(先発医薬品)に関する安全性等の情報収集



ジェネリック医薬品の品質確保等について

- ・ 後発医薬品の承認審査に当たっては、<u>品質、有効性、安全性を</u> 厳正に審査。
 - 品質の審査

(製剤の品質:有効成分の含有量、溶出性、不純物濃度等を比較、確認)

- 有効性·安全性の審査
- (生物学的同等性:例えばヒトでの血中濃度を比較し、同等性を確認)
- <u>承認後の製造段階においても、</u>先発医薬品と後発医薬品に<u>同じ</u> 品質管理に係る基準(GMP)を適用。定期的に都道府県が査察 を実施。



先発医薬品と後発医薬品との間で、 品質、有効性及び安全性に差異なし

後発医薬品の承認審査

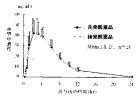
- ・ 後発医薬品が先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるかを、以下のデータ(添付資料)に基
 - ▶ 規格及び試験方法
 - (TRIAS/PRINGLES) (173回の繰り返し刺定の実測値) → 有効成分の含量、不純物等について先発品と同等

 - 試験法のバリデーション(※) 結果
 ※ 試験法のバリデーションとは、試験法の特異性、体出限者等を考慮し、用いる試験法が適切なものであるかどうかについて確認を行うこと。
 - ▶ 安定性
 - 3ロットについて、温度40℃(±1℃)、湿度75%(±5%)、6カ月間以上で試験を実施→安定性について先発品と同等 ▶ 生物学的同等性
 - - 健康成人に後発医薬品と先発医薬品とを交互に投与し、その血中濃度推移等を比較 ➡ 治療学的に先発品と同等 ※ 色、形、味、消加物が失発医薬品と同一であることは求めていない。 ・ 失発医薬品と後発生薬品で活加物が異なるにしても、生物学的同等性は味によって、有効性・安全性が同等であることを担保
 - ※ 添加物については、ヒトでの安全性が確認されているもののみ切めている。
- 適合性調査の実施
 - ▶ 添付資料が信頼性の基準に沿って作成されていることを確認する調査
 - 添付資料(生物学的同等性試験を含む)と原資料(生データ)との整合性の確認
 - 後発医薬品として初めて承認される成分を含有する医薬品等については、必要に応じて、治験依頼者及び治験実施施設のGCP(医薬品の臨床試験の実施の基準)適合性に関する実地調査
 - ▶ 製造管理・品質管理の基準に沿って製造が行われることを確認する調査
 - 製造所及び製造工程に係るGMP(医薬品の製造管理及び品質管理の基準)適合性に関する調査
 ※ GMP適合性調査は、品目ごとの承認時の調査に加え、承認後にも製造施設ごとに定期的に調査を実施

後発医薬品の承認審査に必要なデータ、審査基準等は、米国と同じ

生物学的同等性試験

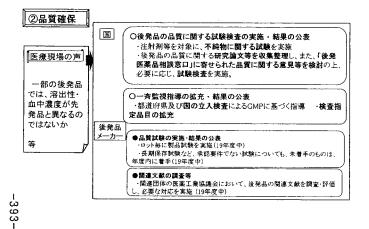
- 生物学的同等性試験を行う目的は、先発医薬品に対する後発医薬品の 治療学的な同等性を保証することにある。
- 先発医薬品と後発医薬品のヒトでの血中濃度推移等について、同等性を 確認する。



先発医薬品 後発医薬品	333.47 ±70.72 324.49 ±66.82	46.28±11.53
		度-時間曲線下記

- ▶ 血中濃度が測定できない場合等には、薬理学的効果の比較等により同等性を検討する。
- ▶ 生物学的同等性試験は、薬事法上の治験に該当し、GCP(医薬品の臨床試験の実施 の基準)に従って実施されなければならない。
- ▶ ヒトでの生物学的同等性試験は、昭和55年6月30日以降に承認申請される医薬品に ついて提出が求められている。

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム(抜粋)



ジェネリック医薬品品質情報検討会(1)

- ジェネリック医薬品に関する品質の不安について、 学術的観点からの検討を実施。
- 検討会は、国立医薬品食品研究所所長を座長とし て、大学、三師会、学会等から構成。
- 第1回を平成20年7月10日開催 第2回を平成20年12月17日開催

規格及び試験方法の設定

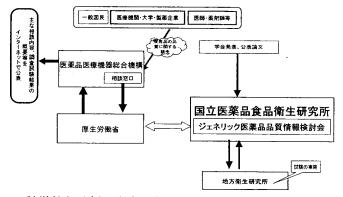
	項目	原薬	製剤
1	名称	0	0
2	構造式又は示性式	Δ	×
3	分子式及び分子量	0	×
4	基原	Δ	Δ
5	含量規格	0	0
6	性状	0	0
7	確認試験	0	0
8	示性値(物理的化学的性質等)	Δ	Δ
9	純度試験	0	Δ
10	水分含量(水分又は乾燥減量)	Δ	Δ
11	強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分	Δ	×
12	製剤試験	×	0
13	特殊試験	Δ	Δ
14	その他の試験項目(微生物限度試	Δ	Δ
	験、原薬の粒子径を含む)		
15	定量法	0	0
16	標準物質	Δ	Δ
17	試藥·試液	^	Δ

剤 型	「12 製剤試験」の内容
散剤、顆粒剤	製剤均一性試験、粒度試験、溶出 試験又は崩壊試験
錠剤、丸剤、カプセル剤、 トローチ剤	製剤均一性試験、溶出試験又は 崩壊試験
注射剤	不溶性異物検査、採取容量試験、 製剤均一性試験、無菌試験、不溶 性微粒子試験、エンドトキシン試 験又は発熱性物質試験、放出試 験、粒子径試験
エアゾール剤(定量性 が要求されるもの)	噴射時間と噴射量との関係、粒子 径試験(懸濁タイプの場合)
エリキシル剤、酒精剤、 チンキ剤、流エキス剤	アルコール数測定
眼軟膏剤	金属性異物試験、無菌試験、放出 試験、粒子径試験、展延性試験
硬膏剤等の経皮吸収剤	粘着力試験、放出試験
坐剤	溶融温度試験、放出試験、軟化点
点眼剤 .	不溶性異物検査、無菌試験、放出 試験、粒子径試験

後発医薬品の安心使用促進 アクションプログラム(品質部分)

ジェネリック医薬品品質情報検討会

ジェネリック医薬品品質情報検討会(2)



科学的な分析、試験調査、評価 → 信頼の基盤づくり

ジェネリック医薬品品質情報検討会(3)

第1回の結果としては、

- 文献や学会発表等において、明らかにジェネリックの品質に問題があることを示すものはない。
- 文献等で用いられた試験方法等に問題があって、 当該文献等の内容のみでは、ジェネリック医薬品の 品質について判断できないもの(8成分)を念のため 試験実施も含め検討。
- ▶ イトラコナゾールとクレメジンに関して、種々の文献報告等を踏まえ検討。

後発医薬品の普及ポスター・パンフレット





http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

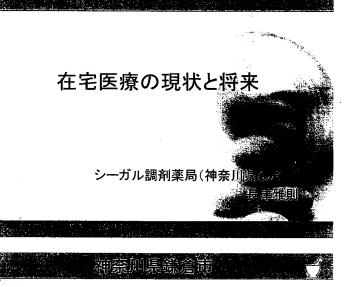
ジェネリック医薬品品質情報検討会(4)

第2回の結果としては、

- ▶ 第1回同様、文献や学会発表等において、明らかにジェネリックの品質に問題があることを示すものはないが、文献等で用いられた試験方法等に問題があって、当該文献等の内容のいでは、ジェネリック医薬品の品質について判断できないもの(1成分)を念のため試験実施も含め検討。
- 後発医薬品注射剤の純度試験の結果の報告。
 - ・10成分、12製剤の94製品対象
 - ・エルカトニン注射、リトドリン塩酸塩注射液

詳細は、国立医薬品食品衛生研究所HPに掲載

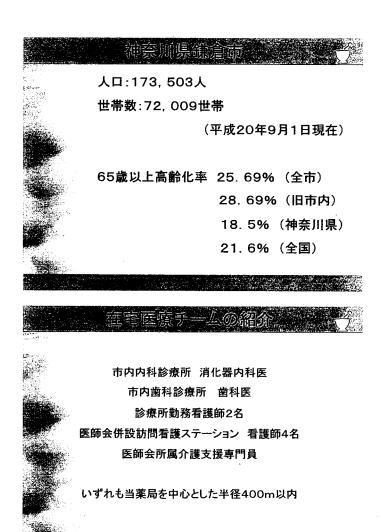
ご静聴ありがとうございました



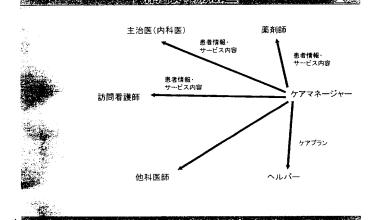
平成19年度

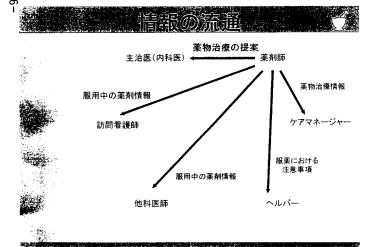
居宅療養管理指導 14,385人/年 介護予防居宅療養管理指導 958人/年 合計 15,343人/年(医師·歯科医師·薬剤師)

訪問看護(介護保険) 22,548回/年 介護予防訪問看護(介護保険) 521回/年



77





ミカルディス20mg 2錠 テオドール200mg 2錠 アレジオン20mg 1錠

朝夕食後 朝夕食後 ミカルディス40mg 1錠 テオドール200mg 2錠

夕食後 夕食後 アレナピオン20mg 1錠

386.3円/日

250.3円/日

5408.2円/2W

差額1904円

3504.2/2W

朝食後の服薬履行率50%

損失1429.4円

症状増悪・治癒期間の 延長を含めたらどれだ けの医療費を損失した のか?

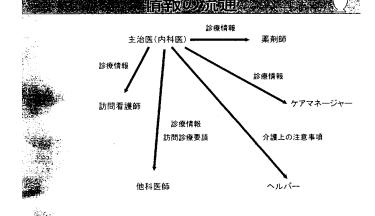
ほとんどの症例で疼痛緩和が最優先課題となる

鎮痛剤の選択はQOLに大きな影響を与える

麻薬の選択肢を広く持つ

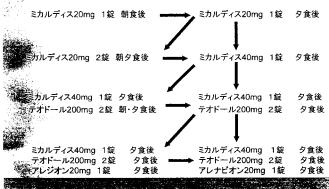
最適なオピオイドの提案をする

患者・家族にオピオイドの有用性・安全性 を理論的に解説する



コストパフォー ーマンス・コンプライアンスを改善する提案

87歳 女性 高血圧症·慢性気管支喘息症



最も効果的な薬物治療の提案

禁制制物的医制入的

整形外科領域:関節痛

泌尿器科領域:頻尿

婦人科領域:萎縮性膣炎

皮膚科領域:白癬、褥創、乾燥性掻痒

眼科領域:流涙症、目脂

精神科領域:睡眠障害、せん妄、認知症

上記領域・疾患について、薬剤の特性・製剤学的 有用性を考慮して最適な薬物治療を提案できる。

日常的に使用しているオピオイド

MSコンチン錠10mg、30mg、60mg

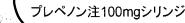
塩酸モルヒネ

オプソ内服液5mg

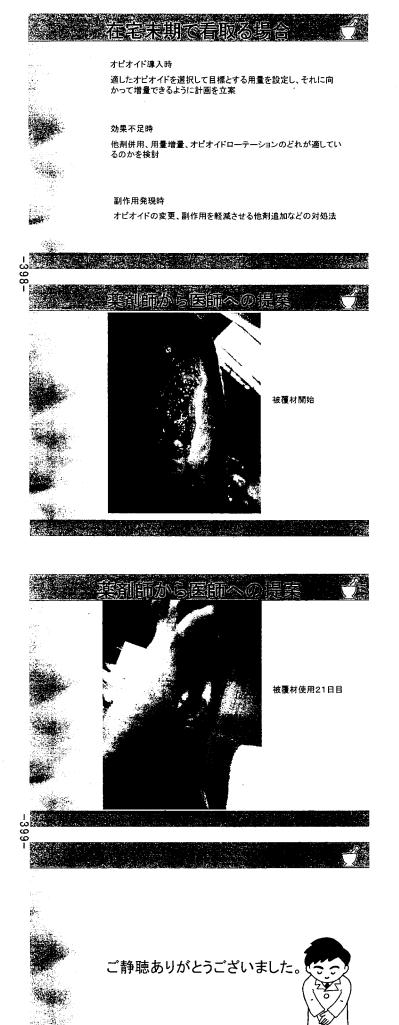
アンペック坐剤10mg、20mg、30mg

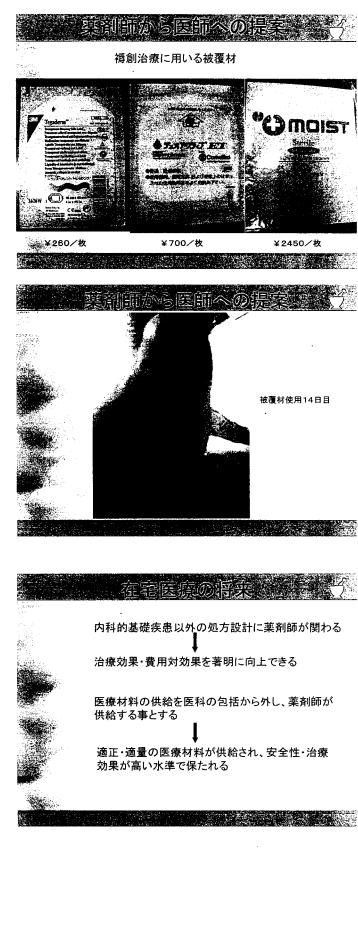
デュロテップMTパッチ2.1mg、4.2mg、8.4mg、 12.6mg、16.8mg

オキシコンチン錠5mg、20mg









地域薬剤師会における医療 安全管理体制の取り組み

一旭川薬剤師会の活動一

末広みくに調剤薬局 三國 亨

薬局における安全管理のための体制確保 (薬事法施行規則)

- ① 薬局開設者は、医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- ② 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、薬局開設者が講じなければ ならない措置には、以下の措置を含むものとする。
 - 医薬品の安全使用のための責任者の設置
 - 従業者から薬局開設者への<u>事故報告の体制の整備</u>
 - 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に 基づく業務の実施
 - 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他医薬品に係る医療の安全の確保を目的とした改善のための方策の実施

Pharma Bridge 2007-03-08 Vol.567

旭総広070308-567 For All Pharmacists

平素より旭川薬剤師会に関しましてご協力・ご参加いただき厚く御礼申し上げます。 昨年の6月8日薬事法改正、6月14日医療法改正を受け、薬局が法律上明確に「医療 提供施設」と位置づけられた事により、適切な情報提供等が必要となりました。本会で は、以前より薬事法改正の動き・調剤過誤防止への取り組み・薬局機能評価制度を用い た自主点検の伝達をさせて頂きましたが、それらに準じた薬局の安全管理体制の整備が 本年4月1日より義務化となり、医療安全管理指針と業務手順書を各薬局で作成しなけ ればなりません。

【日時・場所】

東地区(東光・東・東旭川・豊岡)

平成19年3月26日(月)19:00~太鼓屋2F、東光1条2丁目中央・西地区(中央・新旭川・大成・西・北星・北門) 平成19年3月27日(火)19:00~薬剤師会館、懇親会別会場 南地区(緑ケ丘・神居・神楽・忠和)

平成19年3月28日(水)19:00~薬剤師会館、懇親会別会場 北地区(永山・末広・春光・春光台・鷹栖)

北地区(水山・木山・春光・春光音・鷹栖) 平成19年3月29日(木)19:00~薬剤師会館、熟鏡会別会場

重大な調剤過誤の発生!

- UFTカプセル4C/分2朝夕食後28日分の ところ、2C/分2朝夕食後28日分と薬袋を 記載。薬は112C入っていたため、次回来院 時医師との話の中で過誤が判明。
- 患者のもとに責任者、調剤をした薬剤師で謝罪。処方医のもとにはそれに加えて、薬剤師会会長、担当副会長、薬局部部長で謝罪に伺う。

2006年6月14日 参議院本会議で薬局「医療提供施設」 医療法等改正案成立

1.医療機能の分化連携の推進

〇 薬局

薬局を医療提供施設として位置づけ、次の事項を実施し、医薬品などの供給拠点として地域 医療により貢献していくようにする。

[医療法、薬事法、関連省令]

- ① 医療計画における医療連携体制への位置づけ
- ② 薬局機能に関する情報の届出・公表の制度化
- ③ 薬局における安全管理体制等の整備
- ④ 医薬品に係る情報提供・相談体制の整備

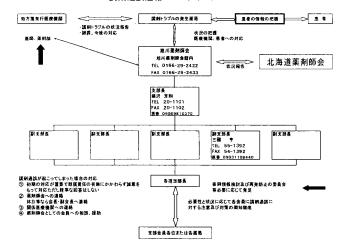
医薬品の安全使用のための業務手順書

- 医療法施行規則(病院、診療所、助産所)及び薬事法施行規則(薬局)において、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が義務づけられた。
 - (1)「医療安全管理指針」のモデル

指針は、平成19年4月1日より薬局に備えることが求められる。

(2)「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル(薬局版) 全ての施設はその規模や特徴に応じた業務手順書を、<u>平成19年6月30</u> 旦までに作成。

調剤過誤連絡フローチャート



-401